



# Q 一部負担金の軽減策を A 国保財政に影響及ぼす



桜井 博義 議員



▲納付相談は収納課で

**Q1** ① 厳しい経済不況のもとで、世帯収入の激減が続く中、国保の申請減免を更に利用しやすい制度にする考えはないか。  
 ② 村民の生活実態や雇用環境からも景気見通しは、好転する状況ではありません。加入状況、財政も鑑み、来年度に向けて、低所得層を重点に引上げる考えはないか。  
 ③ 法定減免の適用になる世帯では、医療費の支払いは重く、国民健康保険法44条に基づいた一部負担金減免に取り組むべきと考えられるかどうか。

**A1** ① 現行制度を継続しながら、周知及び納付相談で適切な窓口対応してまいります。  
 ② 医療費が減少しない中、軽減分は他の所得階層に影響を及ぼすことから、所得層を特定した軽減は難しいと考えます。  
 ③ 一部負担金を減免した場合、全額が村の負担となるため国保財政が圧迫され、国保税の引上げに繋がるものと考え、制度化は考えていません。

**A2** ① 一次判定で更新前より重度の判定が12・4%、同じ介護度が40・9%、軽度判定が46・7%、という結果です。しかし、国の「経過措置」を導入し、本人の希望で従来の介護度で利用できます。  
 ② 介護保険料は災害・収入減・疾病等による生活困窮の場合、一定収入以下を減免対象にしています。  
 利用料も1割を減額できるようになっていますが、制度上の趣旨から一律の減免は困難であり、実績はありません。

**Q2** ① 介護認定制度が変更になり、介護度が低く認定されることからサービスを維持するには新たな負担が生じることになるが、この実態をどう掴んでいるのか。  
 ② 僅かな年金の高齢者は、保険料、利用料が「払えない」「利用できない」の状況が生まれていることから、低所得者層に対しての独自施策について伺います。



# Q 後期計画の新しい柱は A 生きがい支援の政策を



▲就職支援に努める地域職業相談室

**Q1** 「地域は地域のみならず基本的な考え方でありますが、今年度は前期5年間を締めくくる年になります。その節目の年に当たり、中間総括と後期計画の新しい柱はどこに据えるのか、「真の豊かさを実感できる」

**A1** 「後期基本計画の新しい柱について」は現在基本計画の策定を進めており、その作業の中で、住民の求めることについて庁内で議論した結果、住民は物質的な充足だけでなく精神的に人と人とのつながりの中で生活に満足し、相手の役に立つことで喜びを感じ、「生きがいを見いだすこと」で幸せを感じると考えたものであります。  
 このような考えの下に後期基本計画は「充実した生きがいを持つ生活環境の実現」をめざし、住民の生きがい支援のために政策の展開を図ってまいります。  
 22年度からの後期基本計画の策定に当たっては、重点政策として、現在「アイデンティティの確立」「若者の定住」「食から考える環境と健康」の三つの政策案を掲げておりますが、これらの政策を進める

「づくりは今後どのように創り出していくのか、考えを伺います。」



山谷 仁 議員(新志会)

ために、村長方針を設定してまいりますと考えております。

## 雇用対策の課題と財政再建

**Q2** 村独自でも若者の定住を願う、雇用創出に努力をし、財政の健全化も図ってゆくその整合はどのようにしていくのか。

**A2** 雇用対策や景気対策などについて、本村独自で実施できることに限界があるが、業態により活動の盛んな企業誘致を促進し、雇用の確保に努めます。

**Q3** 8月10日開催のラジオ体操を毎年開催してはどうか。

**A3** 今後は「活気あふれる滝沢村」をめざすことで、検討してまいります。